



平成 28 年
第 2 回 市 議 会 (定例会)

議 案

(議第 1 1 号～議第 3 7 号)

荒 尾 市

平成28年第2回荒尾市議会（定例会）議案目次

議案番号	件名	ページ
議第11号	荒尾市行政不服審査会条例の制定について	1
議第12号	荒尾市総合計画条例の制定について	5
議第13号	荒尾市南新地土地地区画整理事業特別会計条例の制定について	11
議第14号	荒尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	15
議第15号	荒尾市教育振興基本計画策定委員会条例の制定について	19
議第16号	荒尾市児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動在り方検討会条例の制定について	23
議第17号	荒尾市万田坑跡及び専用鉄道敷跡整備基本計画策定委員会条例の制定について	27
議第18号	荒尾市宮崎兄弟顕彰基金条例の制定について	31
議第19号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	35
議第20号	荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	47
議第21号	荒尾総合文化センター条例の一部改正について	55
議第22号	荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	59
議第23号	荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について	63
議第24号	荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	67
議第25号	荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	71
議第26号	荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正について	87
議第27号	荒尾市税条例の一部改正について	91
議第28号	荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	99

議第29号	荒尾市放課後児童クラブ条例の一部改正について	103
議第30号	荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	107
議第31号	荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	133
議第32号	荒尾市斎場条例の一部改正について	137
議第33号	荒尾市道路占用料徴収条例の一部改正について	141
議第34号	荒尾市営住宅条例の一部改正について	147
議第35号	荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	151
議第36号	荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	155
議第37号	市道路線の認定について	159

荒尾市行政不服審査会条例の制定について

荒尾市行政不服審査会条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市行政不服審査会条例

別紙添付

提案理由

行政不服審査法の改正に伴い、本条例を制定するものである。

荒尾市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、市長の附属機関として、荒尾市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 第3条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、市長が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、当該事件の議事に参加することができない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第9条 第3条第4項(第5条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年12月31日までとする。

荒尾市総合計画条例の制定について

荒尾市総合計画条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市総合計画条例

別紙添付

提案理由

本市における総合計画の位置付けを明確にするとともに、総合計画を継続的に改善する仕組みを整備することで、市政の総合的かつ計画的な推進を図りたいからである。

荒尾市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市政を総合的かつ計画的に推進するため、総合計画に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の最上位に位置する計画として、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するに当たっての主要となる施策を示すものをいう。
- (2) 人口ビジョン 本市の地域特性を分析し、将来的な人口の展望や、その展望を実現するための基本構想を示すものをいう。
- (3) 総合戦略 人口ビジョンを踏まえた、政策の数値目標や、その目標を達成するための具体的な施策を体系的に示すものをいう。

(構成及び位置付け)

第3条 総合計画は、人口ビジョン及び総合戦略で構成する。

2 市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第4条 総合計画は、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等に応じて、総合的な見地から、これらに適合するように策定するものとする。

2 総合計画は、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で策定するものとする。

3 前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(審議会の設置等)

第5条 市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に必要な調査審議及び客観的な成果検証を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、荒尾市総合計画審議会（以下「審議会」という。）

を置く。

- 2 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。総合計画の成果検証を行うときも、また同様とする。

(審議会の組織)

第6条 審議会は、委員30人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体又は関係行政機関に所属する者
- (3) 市民
- (4) その他市長が適当と認める者

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長及び副会長)

第7条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第8条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。

(議会への説明等)

第10条 市長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするとき

は、その内容を議会に説明し、意見を求めるものとする。総合計画の成果検証を行うときも、また同様とする。

(公表)

第 1 1 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(荒尾市総合計画審議会設置条例の廃止)

2 荒尾市総合計画審議会設置条例（昭和 4 5 年条例第 1 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に従前の荒尾市総合計画審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、第 6 条第 1 項の規定により審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計
条例の制定について

荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計条例を次のように制定
するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計
条例

別紙添付

提案理由

荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業の円滑な運営と経理
の適正を図りたいからである。

荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計
条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、南新地土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、国庫支出金、一般会計繰入金、借入金、負担金、土地売払収入及び附属諸収入をもってその歳入とし、土地区画整理事業費、借入金の償還金及び利子その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市消費生活センターの組織及び運営等
に関する条例の制定について

荒尾市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次の
ように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市消費生活センターの組織及び運営等
に関する条例

別紙添付

提案理由

消費者安全法の改正に伴い、本条例を制定するものである。

荒尾市消費生活センターの組織及び運営等
に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間
(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、任期を定めて消費生活相談員を任用する場合において、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果、適当であると認められるときは、同一の者を再度任用することができる。

2 消費生活センターは、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な

人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市教育振興基本計画策定委員会条例
の制定について

荒尾市教育振興基本計画策定委員会条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市教育振興基本計画策定委員会条例
別紙添付

提案理由

教育基本法に基づき、荒尾市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定したいからである。

荒尾市教育振興基本計画策定委員会条例

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、荒尾市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、荒尾市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育振興基本計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育に関し学識経験を有する者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による答申が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、教育委員

会が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、策定委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市児童生徒のための運動部活動及び
スポーツ活動在り方検討会条例の制定に
ついて

荒尾市児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動在り方検討会条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市児童生徒のための運動部活動及び
スポーツ活動在り方検討会条例

別紙添付

提案理由

児童生徒にとって適正な運動部活動及びスポーツ環境の推進を図るために必要な協議及び検討を行いたいからである。

荒尾市児童生徒のための運動部活動及び
スポーツ活動在り方検討会条例

(設置)

第1条 児童生徒にとって適正な運動部活動及びスポーツ活動の推進を図るために必要な協議及び検討を行うことを目的として、荒尾市児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動在り方検討会（以下「在り方検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 在り方検討会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

- (1) 地域や学校の実態に応じた運動部活動及びスポーツ活動の活動環境、体制、活動内容等に関する事項
- (2) 児童生徒にとって安心して安定したスポーツ環境の確保に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童生徒にとって適正な運動部活動及びスポーツ活動の推進を図るために教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 在り方検討会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会体育関係団体の代表者
- (3) 児童生徒の保護者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 在り方検討会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、在り方検討会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 在り方検討会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、教育委員会が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 在り方検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 在り方検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、在り方検討会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 在り方検討会の庶務は、教育委員会事務局教育振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、在り方検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が在り方検討会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市万田坑跡及び専用鉄道敷跡整備基本
計画策定委員会条例の制定について

荒尾市万田坑跡及び専用鉄道敷跡整備基本計画策定委員会条例
を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市万田坑跡及び専用鉄道敷跡整備基本
計画策定委員会条例

別紙添付

提案理由

国指定史跡である万田坑跡及び専用鉄道敷跡を将来にわたって
適切に管理し、活用を行っていくための基本計画を策定したいから
である。

荒尾市万田坑跡及び専用鉄道敷跡整備基本
計画策定委員会条例

(設置)

第1条 国指定史跡である万田坑跡及び専用鉄道敷跡の整備基本計画（以下「万田坑跡及び専用鉄道敷跡整備基本計画」という。）を策定するため、荒尾市万田坑跡及び専用鉄道敷跡整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、万田坑跡及び専用鉄道敷跡整備基本計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による答申が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設経済部産業振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市宮崎兄弟顕彰基金条例の制定について

荒尾市宮崎兄弟顕彰基金条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日 提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市宮崎兄弟顕彰基金条例

別紙添付

提案理由

宮崎兄弟の功労を顕彰することを通じ、郷土を誇りに思う心の醸成を図ることを目的とした事業を行うために、基金を設置したいからである。

荒尾市宮崎兄弟顕彰基金条例

(設置)

第1条 本市の偉人である宮崎兄弟の功労を顕彰することを通じ、郷土を誇りに思う心の醸成を図ることを目的とした事業を行うため、荒尾市宮崎兄弟顕彰基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、荒尾市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

2 基金に充てるための寄附金は、予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用によって生じる収益は、予算に計上して、第1条に規定する目的のための費用に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に定める目的のための事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日 提出

荒尾市長 山下慶一郎

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例

別紙添付

提案理由

行政不服審査法の改正に伴い、関係条例の整備を行うものである。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例

(荒尾市情報公開条例の一部改正)

第1条 荒尾市情報公開条例(平成13年条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第2号ウ中「公務員(」を「公務員等(」に、「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員」を「(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員」に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第3号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第5号中「並びに国及び他の地方公共団体」を「、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第6号中「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体」を「市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号イ中「又は国若しくは他の地方公共団体」を「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号オ中「又は国」を削り、「経営する企業」の次に「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」を加える。

第13条第1項中「他の地方公共団体」を「独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第17条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第18条の見出しを「（情報公開・個人情報保護審査会への諮問等）」に改め、同条中「前条第1項」を「第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、荒尾市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第18条に次の1項を加える。

4 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第19条の見出しを「（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示

決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（荒尾市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 荒尾市個人情報保護条例（平成15年条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条第3号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第2項第3号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。

第19条第3号ウ中「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員」に改め、同条第4号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第6号中「並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体」を「、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第7号中「又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体」を「、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号イ中「又は国、独立行政法人等若しくは地方公共団体」を「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号オ中「又は国」を削り、「又は独立行政法人等」を「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第25条第1項中「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加え、「第43条」を「第43条第3項」に改め、同条第3項中「第42条及び」を削る。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第42条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第43条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条中「前条」を「第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第43条に次の1項を加える。

4 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第44条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。））」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第11条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、第11条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「資料の閲覧」を「資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 1 1 条に第 1 項として次の 1 項を加える。

審査会は、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第 1 3 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（荒尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 4 条 荒尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 8 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 5 条 荒尾市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 7 第 2 項中「行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 1 4 条又は第 4 5 条」を「行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 1 8 条第 1 項本文」に改める。

（荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正）

第 6 条 荒尾市職員退職手当支給条例（昭和 2 5 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 4 項中「行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 1 4 条第 1 項又は第 4 5 条」を「行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 1 8 条第 1 項本文」に改める。

（荒尾市税条例の一部改正）

第 7 条 荒尾市税条例（昭和 2 9 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 8 条 荒尾市固定資産評価審査委員会条例（平成 11 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項第 1 号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第 4 条第 5 項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 13 条第 1 項」を「行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）第 3 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

8 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第 6 条第 4 項ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

6 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第 11 条第 1 項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

(荒尾市手数料条例の一部改正)

第 9 条 荒尾市手数料条例（平成 12 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、特定の者」を「特定の者」に改め、「手数料」の次に「及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定によりその事務について徴収する手数料」を加える。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては、審査庁。他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定により同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関。以下同じ。）が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

別表火薬類の項の次に次のように加える。

行政不服 審査	行政不服審査法第38条の規定により審理員が行う提出書類等の写し等の交付手数料 白黒で複写され、又は出力された用紙の交付 カラーで複写され、又は出力された用紙の交付 用紙の両面に複写し、又は出力する場合については、片面を1枚として計算する。	1枚につき 1枚につき	10円 20円
	行政不服審査法第81条の規定により同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付手数料 白黒で複写され、又は出力された用紙の交付 カラーで複写され、又は出力された用紙の交付 用紙の両面に複写し、又は出力する場合については、片面を1枚として計算する。	1枚につき 1枚につき	10円 20円

（荒尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正）

第10条 荒尾市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和62年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「60日」を「3か月」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項を削る。

（荒尾市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第11条 荒尾市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中荒尾市情報公開条例第7条及び第13条の改正規定並びに第2条中荒尾市個人情報保護条例第8条、第12条、第19条及び第25条第1項の改正規定（同項の改正規定中「第43条」を「第43条第3項」に改める部分を除く。）の改正規定は、公布の日から施行する。

（荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第8条の規定による改正後の荒尾市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部改正について

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部を改正する条例
別紙添付

提案理由

社会保障・税番号制度における本市の独自利用事務を定めるとと
もに、それに伴う市内での特定個人情報の連携に必要な規定の整備
を行いたいからである。

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部を改正する条例

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第1」を「別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2」に改め、同条第2項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第5条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2の1の項中「情報」の次に「、学校教育法による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助に関する情報（以下「就学援助関係情報」という。）又は障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する情報（以下「特別支援教育就学奨励費支給関係情報」という。）」を加え、同表2の項中「情報」の次に「、就学援助関係情報又は特別支援教育就学奨励費支給関係情報」を加え、同表に次のように加える。

3 市長	国通知により行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報、就学援助関係情報又は特別支援教育就学奨励費支給関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	学校教育法による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第2を別表第3とする。

別表第1の1の項中「）又は」を「）、」に改め、「（平成17年法律第123号）」を削り、「自立支援給付の支給」の次に「及び地域生活支援事業の実施」を、「障害者自立支援給付関係情報」という。）の次に「又は国通知により行政措置として日本国民に対する生活保

護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報（以下「外国人保護措置関係情報」という。）」を加え、同表 2 の項中「又は」を「、」に改め、「その他の法令による給付の支給に関する情報」の次に「又は外国人保護措置関係情報」を加え、同表 4 の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人保護措置関係情報」に改め、同表 8 の項中「又は障害者自立支援給付関係情報」を「、障害者自立支援給付関係情報又は外国人保護措置関係情報」に改め、同表 9 の項中「又は中国残留邦人等の」を「、中国残留邦人等の」に、「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する情報（以下「私立幼稚園就園奨励費補助金交付関係情報」という。）、荒尾市子ども医療費助成に関する条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）、荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）、荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）又は荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報（以下「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付関係情報」という。）」に改め、同表 10 の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は外国人保護措置関係情報」に改め、同表 11 の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は外国人保護措置関係情報」に改め、同表 12 の項中「医療保険給付関係情報、」を削り、同表 13 の項中「又は障害者自立支援給付関係情報」を「、障害者自立支援給付関係情報又は外国人保護措置関係情報」に改め、同表 14 の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は外国人保護措置関係情報」に改め、同表 16 の項中「又は」を「、」に改め、「に関する情報」の次に「又は外国人保護

措置関係情報」を加え、同表 17 の項及び 18 の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は外国人保護措置関係情報」に改め、同表 19 の項中「又は児童手当関係情報」を「、児童手当関係情報又は外国人保護措置関係情報」に改め、同表 22 の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報、外国人保護措置関係情報又は子ども医療費助成関係情報」に改め、同表 24 の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は外国人保護措置関係情報」に改め、同表 25 の項中「又は障害者自立支援給付関係情報」を「、障害者自立支援給付関係情報、私立幼稚園就園奨励費補助金交付関係情報、子ども医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報又は小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付関係情報」に改め、同表 28 の項及び 31 の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人保護措置関係情報」に改め、同表に次のように加える。

<p>32 市長</p>	<p>国通知により行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、私立幼稚園就園奨励費補助金交付関係情報、子ども医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報又は小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付関係情報であって規</p>
--------------	--	---

		則で定めるもの
33	市長	荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
34	市長	荒尾市子ども医療費助成に関する条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
35	市長	荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
36	市長	荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
37	市長	荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、医療保険給付関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、医療保険給付関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、医療保険給付関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、外国人保護措置関係情報、子ども医療費助成関係情報又はひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人保護措置関係情報であって規則で定めるもの

別表第1を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「国通知」という。）により行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成23年告示第131号）による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規

	則で定めるもの
3 市長	荒尾市子ども医療費助成に関する条例（平成12年条例第13号）による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和60年条例第4号）によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第7号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成21年告示第160号）による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾総合文化センター条例の一部改正に
ついて

荒尾総合文化センター条例の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日 提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾総合文化センター条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

荒尾総合文化センターの施設のうち、スタジオを練習室に用途変更し、その活用を図りたいからである。

荒尾総合文化センター条例の一部を改正
する条例

荒尾総合文化センター条例（昭和60年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表練習室の部に次のように加える。

3	750	1,040	1,520	1,800	2,570	3,320	220
---	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-----

別表の(2)の表スタジオの項を削り、同表備考2(2)中「、スタジオ」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日以後における練習室3の使用許可を受けようとする者は、同日前においても、その申請を行うことができる。
- 3 前項の申請に対して使用許可を受けた者が納付すべき使用料については、この条例の施行の日前においても、改正後の別表の規定を適用する。

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部改正
について

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日 提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例

別紙添付

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例
別紙添付

提案理由

教育委員会委員について、新たに教育長職務代理者の報酬を定めたいからである。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（昭和24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会委員の欄を次のように改める。

教育委員会委員	
月	日
委員 77,600円	教育長職務代理者 5,800円

別表第1中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、備考2の前に備考1として次のように加える。

- 1 教育委員会委員のうち教育長職務代理者の報酬の額は、委員としての月額支給の報酬の額に、日額支給の報酬の額を合算して得た額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年9月25日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一
部改正について

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一
部を改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、特別職の職員及び市議会議員の期末手当の改定を行いたいからである。

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市長等の給与等に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例(平成19年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成21年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正)

第7条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給

条例（昭和24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第8条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の企業管理者給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院管理者給与条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の市長等給与条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の企業管理者給与条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の病院管理者給与条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の議員報酬条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾
市企業職員の給与の種類及び基準に関す
る条例の一部改正について

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種
類及び基準に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾
市企業職員の給与の種類及び基準に関す
る条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、職員の給与制度の総合的見直しを行いたいからである。

荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第16条の8第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の45)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	227,100	265,100	291,900	323,300	368,700
	2	141,200	192,000	229,000	267,100	294,200	325,600	371,300
	3	142,400	193,800	230,800	269,000	296,500	327,900	373,900
	4	143,500	195,600	232,600	271,100	298,800	330,200	376,500
	5	144,600	197,200	234,200	273,100	300,900	332,500	378,700
	6	145,700	199,000	236,100	275,100	303,200	334,600	381,200
	7	146,800	200,800	237,900	277,100	305,500	336,800	383,600
	8	147,900	202,600	239,700	279,200	307,800	339,000	386,100
	9	149,000	204,300	241,300	281,300	310,000	341,200	388,700
	10	150,400	206,100	243,100	283,400	312,300	343,400	391,400
	11	151,700	207,900	244,900	285,500	314,600	345,600	394,100
	12	153,000	209,700	246,700	287,600	316,900	347,800	396,800
13	154,300	211,300	248,300	289,700	319,100	349,800	399,300	

14	155,800	213,200	250,200	291,800	321,300	351,900	401,600
15	157,300	215,100	251,900	293,900	323,500	354,000	403,900
16	158,900	217,000	253,600	296,000	325,700	356,100	406,300
17	160,200	218,800	255,300	298,000	327,800	358,000	408,200
18	161,700	220,700	257,200	300,100	329,900	360,000	410,200
19	163,200	222,500	259,100	302,200	332,000	361,900	412,100
20	164,700	224,400	261,100	304,300	334,000	363,800	414,000
21	166,100	226,000	263,000	306,400	336,100	365,900	415,900
22	168,800	227,900	264,800	308,500	338,200	367,800	417,700
23	171,400	229,700	266,600	310,600	340,300	369,800	419,600
24	174,000	231,600	268,400	312,700	342,400	371,800	421,600
25	176,700	233,100	270,400	314,600	344,000	373,800	423,400
26	178,400	234,800	272,300	316,700	346,000	375,800	424,900
27	180,100	236,500	274,200	318,800	347,900	377,800	426,500
28	181,800	238,200	276,100	320,900	349,900	379,800	428,100
29	183,300	239,500	277,900	322,900	351,700	381,400	429,700
30	185,100	241,000	279,800	325,000	353,600	383,200	431,000
31	186,900	242,400	281,700	327,100	355,500	385,000	432,300
32	188,600	243,800	283,600	329,200	357,400	386,700	433,600
33	190,200	245,200	285,300	330,800	359,300	388,500	434,800
34	191,700	246,600	287,200	332,800	361,100	389,900	436,100
35	193,200	248,000	289,100	334,800	362,900	391,500	437,400
36	194,700	249,600	291,000	336,900	364,600	393,100	438,600
37	196,000	250,900	292,700	338,800	366,100	394,600	439,800
38	197,300	252,400	294,500	340,800	367,400	395,800	440,600
39	198,600	253,900	296,300	342,800	368,800	397,000	441,400
40	199,900	255,500	298,100	344,800	370,200	398,200	442,200
41	201,200	256,900	299,900	346,700	371,700	399,300	442,800
42	202,500	258,300	301,600	348,600	372,600	400,500	443,500
43	203,800	259,700	303,300	350,500	373,700	401,700	444,200
44	205,100	261,100	305,000	352,400	374,800	402,900	444,900
45	206,300	262,300	306,700	353,900	375,600	403,600	445,700
46	207,600	263,700	308,400	355,400	376,500	404,300	446,500
47	208,900	265,100	310,100	356,900	377,400	405,000	447,200
48	210,200	266,500	311,800	358,400	378,300	405,700	448,000
49	211,300	267,800	313,000	360,100	379,300	406,300	448,600
50	212,400	269,000	314,600	360,900	380,100	407,000	449,300
51	213,400	270,300	316,100	362,100	380,900	407,700	450,100
52	214,500	271,600	317,700	363,100	381,700	408,400	450,900
53	215,600	272,700	319,400	364,000	382,400	409,100	451,500

54	216,600	273,900	321,000	365,100	383,100	409,800	452,300
55	217,500	275,200	322,600	366,100	383,800	410,500	453,100
56	218,500	276,500	324,200	367,200	384,500	411,100	453,700
57	219,200	277,600	325,700	368,100	385,000	411,700	454,300
58	220,100	278,700	326,900	368,800	385,600	412,300	455,100
59	221,000	279,800	328,100	369,500	386,300	412,900	455,900
60	221,900	280,900	329,300	370,200	387,000	413,500	456,700
61	222,600	282,100	330,100	370,700	387,400	414,000	457,300
62	223,600	283,100	331,000	371,300	388,100	414,700	
63	224,500	284,100	331,800	372,000	388,700	415,300	
64	225,400	285,100	332,600	372,700	389,300	415,900	
65	226,100	285,900	333,500	373,000	389,800	416,200	
66	227,000	286,800	333,900	373,700	390,400	416,800	
67	227,900	287,600	334,700	374,400	391,000	417,500	
68	229,000	288,500	335,500	375,100	391,600	418,000	
69	229,800	289,500	336,300	375,500	392,000	418,500	
70	230,500	290,300	337,000	376,100	392,600	419,200	
71	231,200	291,100	337,700	376,800	393,300	419,900	
72	232,000	291,900	338,400	377,400	393,900	420,600	
73	232,800	292,700	338,900	377,800	394,200	421,100	
74	233,500	293,200	339,500	378,400	394,900	421,800	
75	234,200	293,700	340,100	379,100	395,600	422,500	
76	234,900	294,200	340,700	379,700	396,100	423,200	
77	235,600	294,300	341,000	380,100	396,500	423,700	
78	236,400	294,700	341,500	380,600	397,200		
79	237,200	294,900	341,900	381,200	397,900		
80	238,000	295,300	342,400	381,700	398,600		
81	238,700	295,500	342,800	382,200	399,100		
82	239,400	295,700	343,300	382,800	399,800		
83	240,100	296,100	343,800	383,400	400,500		
84	240,800	296,400	344,300	383,800	401,200		
85	241,500	296,700	344,700	384,400	401,700		
86	242,200	297,000	345,100	385,000			
87	242,900	297,300	345,600	385,600			
88	243,600	297,700	346,000	386,200			
89	244,300	298,000	346,300	386,900			
90	244,800	298,400	346,700	387,500			
91	245,300	298,800	347,200	388,100			
92	245,800	299,200	347,600	388,700			
93	246,100	299,300	347,800	389,400			

	94		299,600	348,200				
	95		300,000	348,700				
	96		300,400	349,100				
	97		300,600	349,200				
	98		300,900	349,700				
	99		301,300	350,200				
	100		301,700	350,500				
	101		301,900	350,800				
	102		302,200	351,200				
	103		302,600	351,600				
	104		302,900	352,000				
	105		303,100	352,500				
	106		303,400	352,900				
	107		303,800	353,300				
	108		304,100	353,700				
	109		304,300	354,200				
	110		304,700	354,600				
	111		305,100	355,000				
	112		305,400	355,300				
	113		305,500	355,800				
	114		305,800					
	115		306,100					
	116		306,500					
	117		306,700					
	118		306,900					
	119		307,200					
	120		307,500					
	121		307,900					
	122		308,100					
	123		308,400					
	124		308,700					
	125		309,100					
再任用 職員		186,900	214,500	258,700	278,900	294,300	320,200	362,700

第2条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第9条の3第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の12」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の10」に改め、同項第6号中「100分の3」を「100分の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 7級地 100分の3

第9条の5中「同項各号に掲げる割合をいう。」の次に「以下この条において「異動等前の支給割合」という。」を加え、「前条の規定により当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る地域手当の支給割合（第9条の3第2項各号に掲げる割合をいう。）以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き」を削り、「前2条」を「同条」に、「第9条の3の規定」を「同条の規定」に、「当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）」を「異動等前の支給割合」に、「前日の支給割合」を「前日の異動等前の支給割合」に改める。

第16条の8第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」を「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に

支給する場合においては「100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を「100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	

28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	

68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			

	108		298,100	346,800				
	109		298,300	347,300				
	110		298,700	347,700				
	111		299,100	348,000				
	112		299,400	348,300				
	113		299,500	348,800				
	114		299,800					
	115		300,100					
	116		300,500					
	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

(荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 4 1 年条例第 3 1 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 2 項第 1 号中「 1 0 0 分の 1 8 」を「 1 0 0 分の 2 0 」に改め、同項第 2 号中「 1 0 0 分の 1 5 」を「 1 0 0 分の 1 6 」に改め、同項第 3 号中「 1 0 0 分の 1 2 」を「 1 0 0 分の 1 5 」に改め、同項第 4 号中「 1 0 0 分の 1 0 」を「 1 0 0 分の 1 2 」に改め、同項第 5 号中「 1 0 0 分の 6 」を「 1 0 0 分の 1 0 」に改め、同項第 6 号中「 1 0 0 分の 3 」を「 1 0 0 分の 6 」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(7) 7 級地 1 0 0 分の 3

第 5 条の 2 第 4 項中「 1 0 0 分の 1 5 」を「 1 0 0 分の 1 6 」に改める。

第 5 条の 3 中「同項各号に掲げる割合をいう。」の次に「以下この条において「異動等前の支給割合」という。」を加え、「前

条の規定」を「同条の規定」に、「当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に掲げる割合をいう。）以上」を「当該異動等に係るこの条本文の規定による地域手当の支給割合以上」に、「当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）」を「異動等前の支給割合」に、「前日の支給割合」を「前日の異動等前の支給割合」に改める。

第13条中「勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定（荒尾市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第9条の5及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「企業給与条例」という。）第5条の3の改正規定を除く。）並びに附則第3条から第6条まで及び第8条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第3条 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第4条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項、第16条の3第2項及び第16条の5第5項（給与条例第16条の8第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第 号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第3条の規定による給料の額（荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第13号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7条の規定による給料を支給される職員にあつては、当該額に当該給料の額を加えた額）との合計額」と、給与条例第16条の3第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成28年改正条例附則第3条の規定による給料の額（平成18年改正条例附則第7条の規定による給料を支給される職員にあつては、当該額に当該給料の額を加えた額）との合計額」と、給与条例第16条の5第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と平成28年改正条例附則第3条の規定による給料の額（平成18年改正条例附則第7条の規定による給料を支給される職員にあつては、当該額に当該給料の額を加えた額）との合計額」とする。

（地域手当に関する経過措置）

第 5 条 第 2 条の規定の施行の際現に給与条例第 9 条の 5 の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第 2 条の規定による改正前の給与条例第 9 条の 3 の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第 9 条の 5 の規定の適用については、同条中「同項各号」とあるのは、「荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 号）第 2 条の規定による改正前の第 9 条の 3 第 2 項各号」とする。

2 第 3 条の規定の施行の際現に企業給与条例第 5 条の 3 の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第 3 条の規定による改正前の企業給与条例第 5 条の 2 の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する企業給与条例第 5 条の 3 の規定の適用については、同条中「同項各号」とあるのは、「荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 号）第 3 条の規定による改正前の前条第 2 項各号」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

第 6 条 当分の間、第 2 条の規定による改正後の給与条例第 16 条の 8 第 1 項の規定及び第 3 条の規定による改正後の企業給与条例第 13 条の規定の適用については、これらの規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

（規則等への委任）

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び企業管理規程で定める。

(荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「受ける給料月額」の次に「(荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第 号。以下「平成28年改正条例」という。)附則第3条の規定による給料を支給される職員にあっては、平成28年3月31日において受けていた給料月額)」を加え、「同日」を「切替日の前日」に改め、同条第3項中「支給される職員」の次に「(平成28年改正条例附則第3条の規定による給料を支給される職員を除く。)」を加える。

荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正
について

荒尾市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改
正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、給与制度の総合的見直しに鑑みた退職手当の調整額の改定を行いたいからである。

荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

荒尾市職員退職手当支給条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「54,150円」を「70,400円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第3号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第4号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第5号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第6号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第7号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第8号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第7条の4第9項第4号中「除く。」の次に「第11項第2号において同じ。」を加え、同条第11項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「（第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第16項第3号中「前項」を「第13項若しくは前項」に、「除く。）」を「除く。）」。に改め、同項第4号中「第9項第4号に規定する」を削る。

第9条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市税条例の一部改正について

荒尾市税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市税条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市税条例の一部を改正する条例

荒尾市税条例（昭和29年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）

第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期

限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

- (4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

第10条 削除

（職権による換価の猶予の手続等）

- 第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。
- 2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規

定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第14条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第56条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第67条第3項中「係る」を「よる」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の荒尾市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第13条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される同条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収

の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第11条及び第13条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第12条及び第13条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

別紙添付

提案理由

学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部改正に
ついて

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

放課後児童クラブを清里小学校区に設置するため、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正
する条例

荒尾市放課後児童クラブ条例（平成27年条例第3号）の一部を
次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

清里小放課後児童クラブ	荒尾市牛水1555番地 荒尾市立 清里小学校内
-------------	----------------------------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正について

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 認知症対応型通所介護」を

「第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第59条の2）

第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）

第3節 設備に関する基準（第59条の5）

第4節 運営に関する基準（第59条の6－第59条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備
及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27－第59条の38）

第4章 認知症対応型通所介護

に改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）

で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の

処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる施設の基準は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、指定地域密着型サービス省令第24条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサ

サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況

を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（管理者の責務）

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、市に報告しなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内

容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な者を対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び

機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

- 2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護

を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込

者の同意を得なければならない。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところに

よるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。
(療養通所介護計画の作成)

第59条の3 1 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。

以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変

等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 療養通所介護計画
 - (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
 - (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「第75条において同じ。」を削る。

第74条から第78条の2までを次のように改める。

第74条から第78条の2まで 削除

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替える」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替える」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「第72条、第74条及び第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替える」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「第72条、第77条」を「第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」との次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に

「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第189条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「第72条、第74条、第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条まで」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」

とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）附則第2条に規定する厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、同条例第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの
事業の人員、設備及び運営並びに指定地域
密着型介護予防サービスに係る介護予防の
ための効果的な支援の方法に関する基準を
定める条例の一部改正について

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた
めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次の
ように改正するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日 提出

荒尾市長 山下 慶一郎

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの
事業の人員、設備及び運営並びに指定地域
密着型介護予防サービスに係る介護予防の
ための効果的な支援の方法に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並
びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効
果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うも
のである。

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの
事業の人員、設備及び運営並びに指定地域
密着型介護予防サービスに係る介護予防の
ための効果的な支援の方法に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指

定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「第59条、第61条及び第62条」を「第59条及び第61条」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

荒尾市斎場条例の一部改正について

荒尾市斎場条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市斎場条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

斎場施設のより適正な管理運営を行うため、市外居住者の使用料の額について見直し、併せて用語の整理等を行いたいからである。

荒尾市斎場条例の一部を改正する条例

荒尾市斎場条例（昭和 3 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を次のように改める。

種別 \ 区分	単位	市内居住者	市外居住者
大人	1 体	6, 0 0 0 円	4 2, 0 0 0 円
小人（1 3 歳以下）	1 体	4, 0 0 0 円	2 3, 5 0 0 円
死産児	1 胎	2, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
改葬等による焼骨	1 棺	2, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
その他	1 件	2, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円

第 4 条の見出し中「手続き」を「手続」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

荒尾市道路占用料徴収条例の一部改正に
ついて

荒尾市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市道路占用料徴収条例の一部を改正
する条例

別紙添付

提案理由

道路占用料の額を県に準じて見直すに当たり、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市道路占用料徴収条例の一部を改正
する条例

荒尾市道路占用料徴収条例（昭和26年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料		
		単位	金額	
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	700	
	第2種電柱		1,100	
	第3種電柱		1,400	
	第1種電話柱		620	
	第2種電話柱		1,000	
	第3種電話柱		1,400	
	その他の柱類		62	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル	6
	地下に設ける電線その他の線類		につき1年	4
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	610
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方 メートルにつき 1年	370
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所		1個につき1年	1,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱			520
	広告塔		表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,800
その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,200		
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル につき1年	26	
	外径が0.07メートル以上0. 1メートル未満のもの		37	
	外径が0.1メートル以上0.1 5メートル未満のもの		56	

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			75
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			150
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			260
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			370
	外径が1メートル以上のもの			750
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき		1,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路	900		
	地下に設ける通路	540		
	その他のもの	1,200		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		18
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		180
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
	標識		1本につき1年	1,000
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	
	その他のもの	1本につき1月		180

	幕(令第7条第4号に掲げるもの)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18
	工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800
		その他のもの		900
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき	1,200
令第7条第3号に掲げる施設			1年	Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき	180
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	120
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.028を乗じて得た額

令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動車国道若 しくは自動車専用道路（高架のものに 限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗 じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を 乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占有に係る占有料について適用し、同日前の道路の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

荒尾市営住宅条例の一部改正について

荒尾市営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市営住宅条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

朝日ヶ丘団地市営住宅の廃止に伴い、所要の改正を行うとともに、用語の整理等を行いたいからである。

荒尾市営住宅条例の一部を改正する条例

荒尾市営住宅条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「、炭鉱離職者」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条の2関係）

名称	位置
荒尾市中央区団地市営住宅	荒尾市増永2002番地ほか
荒尾市新生区団地市営住宅	荒尾市川登1791番地
荒尾市大和団地市営住宅	荒尾市川登2010番地
荒尾市新岡団地市営住宅	荒尾市川登1597番地14
荒尾市桜山団地市営住宅	荒尾市桜山町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目
荒尾市ひばりヶ丘団地市営住宅	荒尾市増永1468番地
荒尾市八幡台団地市営住宅	荒尾市八幡台四丁目
荒尾市北五反田団地市営住宅	荒尾市川登1802番地14
荒尾市中増永団地市営改良住宅	荒尾市増永1599番地ほか

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
別紙添付

提案理由

万田坑関連施設の所管を教育委員会事務局から市長事務部局に移管するため、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例(平成21年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中「荒尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、」を削り、同条第6号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項中「教育委員会は、」を削る。

第5条第2項及び第6条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第8条第2項、第10条から第12条まで並びに第14条第3項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「き損し」を「毀損し」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(荒尾市万田坑ステーション条例の一部改正)

第2条 荒尾市万田坑ステーション条例(平成21年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条第2項及び第7条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第9条から第11条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 1 4 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(荒尾市万田炭鉱館条例の一部改正)

第 3 条 荒尾市万田炭鉱館条例（平成 2 6 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「荒尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、」を削り、同条第 3 号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 4 条中「教育委員会は、」を削る。

第 5 条第 2 項、第 6 条ただし書、第 7 条第 1 項及び第 3 項、第 8 条、第 9 条、第 1 2 条、第 1 3 条第 1 項から第 3 項まで、第 1 4 条第 5 号並びに第 1 5 条第 3 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 1 6 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた各施設の使用等に係る申請、処分その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の
一部改正について

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正
するものとする。

平成28年2月29日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

病院事業の診療機能強化を図るために、標榜診療科を変更するも
のである。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

荒尾市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(26) 総合診療科

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

市道路線の認定について

市道路線について、次のように認定するものとする。

平成 28 年 2 月 29 日提出

荒尾市長 山下慶一郎

認定する市道路線

別紙添付

提案理由

道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

認定する市道路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
754	合路1号線	荒尾市荒尾字合路	荒尾市荒尾字合路	なし